

農用地利用集積等促進計画案（一宮市ほか 18 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 7 年 5 月 7 日

公益財団法人愛知県農業振興基金
理事長 仲井 靖

1. 意見聴取の対象となる農用地

一宮市萩原町東宮重字中島方 10 ほか 20 筆
瀬戸市西脇町 35 番 1 ほか 3 筆
春日井市北城町 4 丁目 4 番 1 ほか 6 筆
江南市高屋町大門 235 番ほか 9 筆
稲沢市一色中屋敷町 97 番ほか 19 筆
尾張旭市東印場町二反田 326 ほか 3 筆
豊明市杣掛町一長田 62-1 ほか 6 筆
清須市一場福島 106 番
愛知郡東郷町大字諸輪字畑尻山 12
丹羽郡大口町秋田二丁目 169 ほか 3 筆
津島市新開町 1 丁目 101 番 1 ほか 3 筆
愛西市古瀬町郷浦 65 番ほか 10 筆
あま市篠田三丁目 17 番ほか 10 筆
岡崎市島坂町字郷東 37 ほか 8 筆
安城市東町向田 22 ほか 271 筆
西尾市吉良町萩原七曲 11 ほか 116 筆
額田郡幸田町須美洗前 84 ほか 37 筆
豊川市御津町金野油田 14 番 2 ほか 6 筆
田原市浦町蔵王下 47 ほか 3 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 7 年 5 月 7 日(水)から令和 7 年 5 月 13 日(火)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）